

彦根市立中学校部活動地域展開等推進計画

令和8年(2026年)7月

彦根市教育委員会

《 目 次 》

◇ はじめに	… 1
1 彦根市の現状と課題	… 2
(1) 中学校生徒数の推移	
(2) 学校部活動の状況	
(3) 顧問としての教員	
2 計画の目標と基本方針	… 4
(1) 目標	
(2) 基本方針	
3 彦根市における部活動地域展開等の方向性	… 5
(1) 地域展開等の方向性	
(2) 地域展開等のスケジュール	
4 部活動地域展開等に向けた課題と対応	… 6
(1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体	
(2) 彦根市認定地域クラブ	
(3) 指導者	
(4) 活動場所	
(5) 生徒の安全・安心の確保	
(6) 保護者の費用負担	
◇ おわりに	… 8

◇ はじめに

中学校における部活動は、学校教育の一環として行われ、生徒がスポーツや文化芸術等に親しむとともに、達成感や自己肯定感を味わったり、生徒相互のかかわりの中で責任感や連帯感を養ったりするなど、多様な学びの場として、大きな教育的意義を果たしてきた活動です。

しかしながら、少子化により部員数が減少し、これまでと同様の学校単位での部活動運営が難しくなっています。また、学校の働き方改革が進む中、教員の専門性や意向にかかわらず部活動顧問を務めなければならない体制や、長時間労働といった課題が指摘されています。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域の連携・協働により、部活動の新たな体制を構築し、持続可能な活動環境を整備することが求められています。

このような社会変化の流れや時代の要請を受け、スポーツ庁と文化庁は、部活動の段階的な地域展開に関する検討を進めています。令和4年12月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、各地域の実態に合わせて、まずは休日の学校部活動の「地域移行」を推進するとしました。さらに、令和7年には、「地域移行」という名称を「地域展開」と改め、令和8年度から令和13年度を改革実行期間と位置づけ、原則、全ての休日の学校部活動を地域展開する方針を打ち出しています。

また、滋賀県においては、令和6年3月に「滋賀県における学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行に向けた方針」のもと、「地域連携」を中心とした学校部活動改革を推進し、持続可能な体制を構築することで、生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を目指すこととしています。

こうした流れの中、彦根市では文部科学省の指定を受け、令和3年度から稲枝中学校区において地域移行の先行実践研究を進めるとともに、令和5年10月には、「彦根市地域スポーツ・文化クラブ活動整備推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）を立ち上げ、中学生のよりよいスポーツ・文化クラブ活動体制の整備について検討を重ねてきました。

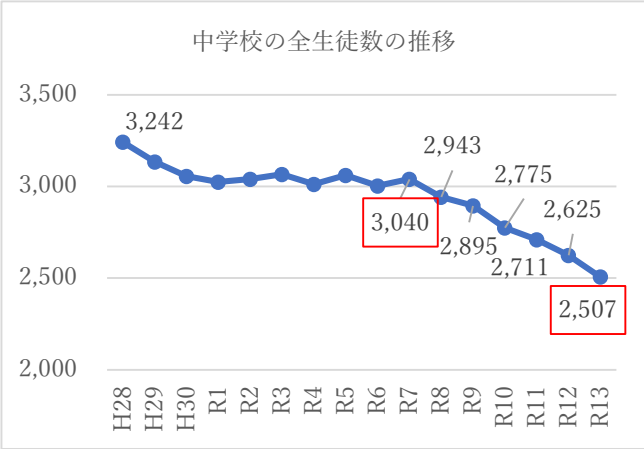
その成果のひとつとして、国や滋賀県の方針に留意しつつ、推進協議会における議論を踏まえながら、これからの時代にふさわしい彦根市の中学校部活動のあり方を整理し、「彦根市立中学校部活動地域展開等推進計画」として、まとめました。

彦根市の中学校部活動は、学校教育の一環である部活動の教育的意義を継承しつつ、地域との連携による新たな仕組みを構築し、未来を見据えた持続的かつ充実した活動を目指していきます。

1 彦根市の現状と課題

(1) 中学校生徒数の推移

令和 7 年度における彦根市立中学校の全生徒数は 3,040 人であり、平成 28 年度に比べ約 200 人減少しています。また、令和 13 年度の全生徒数は、現在の彦根市立小学校の児童数をもとに算出すると、さらに 500 人以上減少し、2,507 人となることが予測できます。それ以降も少子化の影響は続き、10 年後の令和 17 年度には、現在の 7 割程度の生徒数になることが予測されています。



(2) 学校部活動の状況

彦根市立中学校の全 7 校において、運動部 74、文化部 22、計 96 の部活動が設置されています。各部活動の部員数は次のようになっています。

彦根市立中学校の設置部活動と部員数（令和 7 年 5 月時点）

	東 中		西 中		中央中		南 中		彦根中		鳥 中		稲枝中	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
陸上競技	54	23	21	21	45	13	46		54					
水泳	19	14					11							
軟式野球	27		29		27		23		23				12	
バレーボール	8		11	24		21		32		28				17
バスケットボール	39	28	21	27	30	17	30	30	31	30			24	13
ソフトテニス								45						22
卓球	41	28			21	8	23		34				23	23
バドミントン	46	66	23	31	29	38	45	38	75				38	
剣道	17	13	16	11	11	6	22		19				6	
サッカー					15		30		23					
ハンドボール	30	32					28				16	4		
ホッケー							12							
吹奏楽	36		26		30		38		47		17		34	
美術	34		14		34		25		33				16	
コンピューター	53		15				36							
ボランティア							22		20					
科学	18													
書道	10													
家庭科	27													
創作							29							

部活動には、市内全生徒数 3,040 人のうち、運動部活動に 1,931 人、文化部活動に 614 人の合計 2,545 人が所属し、所属率は 83.8%となっています。しかし、全体数の減少や入部者の偏りにより、ここ数年で廃部となった部活動もでてきています。特に、団体競技では、学校単位でチームが組めず、合同チームとして大会に参加せざるを得ない学校が増加しています（野球、サッカー、ハンドボール等）。

また、近年では学校外のスポーツクラブや団体等に所属する生徒も増え、生徒を取り巻く環境の変化やニーズの多様化がみられます。今後、さらに少子化が進み生徒数が減少することを踏まえると、現状の部活動の体制を維持することが難しい状況と言わざるを得ません。

（３）顧問としての教員

これまで部活動は教員の献身的な指導によって支えられてきました。しかし、教員の厳しい勤務実態が社会問題化し、学校における働き方の改革が進む中で、教員の負担軽減に向けた業務の見直しが強く求められています。

部活動の指導は、平日や休日の勤務時間外に行われることが多く、教員の長時間労働の要因の一つになっています。また、指導経験のない部活動の顧問を任された教員は、専門的な指導ができないことに悩み、心理的な負担を感じることも多いと言われています。

彦根市では、これらの対策の一つとして中学校部活動指導員を配置していますが、十分な人数を確保できているとは言えません。部活動を指導する側にも人数や時間的な課題が生じているのが現状です。

2 計画の目標と基本方針

(1) 目標

彦根市の教育大綱では、基本目標が4つの柱で構成されており、そのひとつに「地域の恵みを生かし、生涯にわたって学ぶ機会をつくる」を掲げています。

これまで中学校の部活動が担っていた役割や機能を地域に展開し、子どもたちの自主的・自発的な参加によるスポーツ・文化芸術活動を地域全体で支え、豊かで幅広い活動機会を保障することが必要です。急激な少子化の中にあっても、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を整備することが、この計画の目標です。

(2) 基本方針

部活動の教育的意義や役割を地域に継承するため、学校と連携しながら学校部活動から地域クラブ活動へ展開します（稲枝中学校支援協議会、競技別地域展開クラブ、彦根市認可クラブ等）。

①子どもたちが希望する活動を柔軟に選択できる環境を整備します。

- ・「気軽に参加できる」、「専門的な指導者に習いたい」等のニーズに対応できる多様な活動機会の確保
- ・子どもたちが主体的に活動を選択できる環境の整備

②様々な実施主体による多様な地域クラブ活動を展開します。

- ・既存の地域クラブだけでなく、民間事業者、企業、大学等の参入を促進
- ・指導を望む教員が指導できる兼職兼業制度の整備

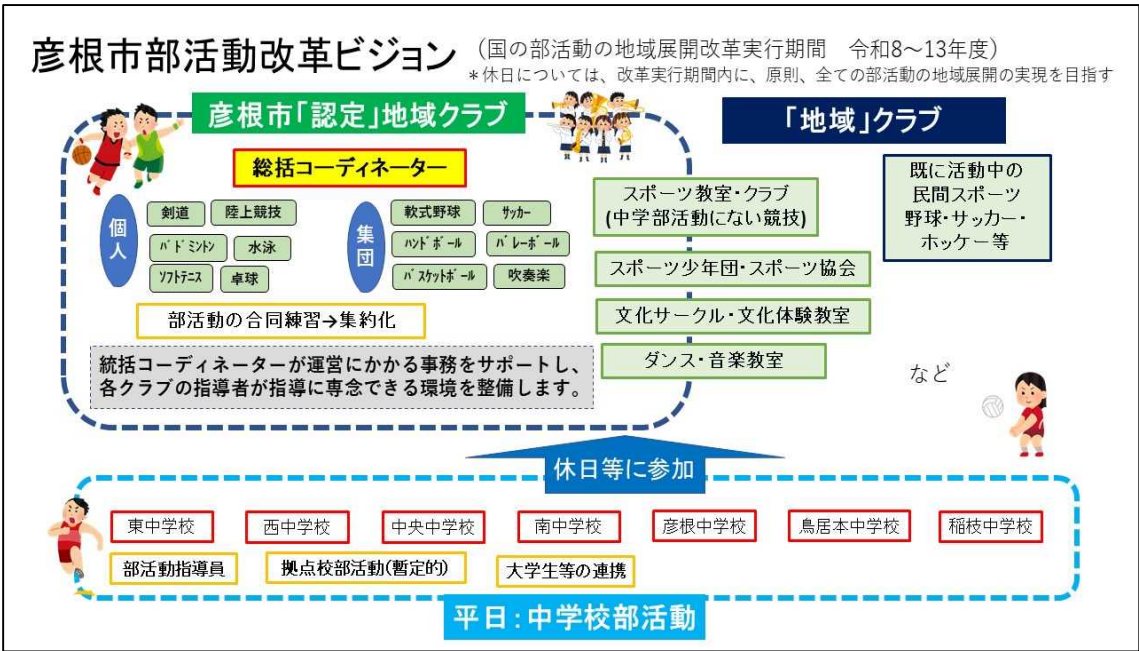
③適正な活動と持続可能な運営体制を構築します。

- ・子どもたちがオーバーワークにならない安全で適正な活動の確保
- ・受益者負担等による自立的で継続的な仕組みの構築

3 彦根市における部活動地域展開等の方向性

(1) 地域展開等の方向性

- ・部活動の地域展開は、国や滋賀県の方針に則り、平日の地域展開を見据えながら、まずは休日から展開を開始します。
- ・平日は部活動指導員の増員など「地域連携」の取組を充実させます。



(2) 地域展開等のスケジュール

令和8年度中に環境を整備し、**令和9年8月から**
休日の学校部活動を廃止し、「認定地域クラブ活動」を展開することを目指します。

- ・令和8年度は、可能な部活動から休日の地域展開を先行実施します。
- ・令和9年8月には、中体連・吹奏楽連盟等が主催する大会参加を除き、学校部活動は休日の活動を行わず、平日のみの活動とします。

		～令和7年度	令和8年度	令和9年度～
平日	学校部活動	週1日以上の休養日 1日の活動時間2時間以内	週1日以上の休養日 1日の活動時間2時間以内	週1日以上の休養日 1日の活動時間2時間以内 ※活動時間の短縮 ※部活動指導員の充実
	認定地域クラブ		先行実施 ※部活動との活動時間の調整	先行実施の拡大 ※部活動との活動時間の調整
休日	学校部活動	活動時間3時間以内 土日のいずれかは休養日	活動時間3時間以内 土日のいずれかは休養日 ※拠点校型の実施	原則、活動なし ※中体連や中分連主催大会を除く
	認定地域クラブ		先行実施 ※部活動との活動時間の調整	認定条件に則した活動の実施
体制整備		人材バンクの整備 認定クラブ制度の整備・開始	→	※適宜、修正を加えながらよりよい運用を目指す

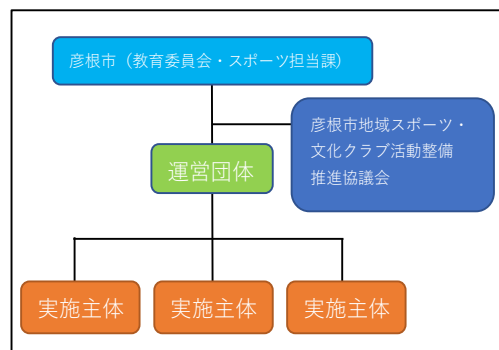
4 部活動地域展開等に向けた課題と対応

(1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体

①運営団体

学校部活動では各中学校が運営団体ですが、地域クラブ活動では、実施主体と連携し、適正で持続可能な運営体制を構築し、指導者指導、会計処理、会場確保、安全管理等の実務を担う運営団体を設ける必要があります。

運営団体は、地域クラブを監督できる立場にある市町村のスポーツ担当課や地域の競技団体、スポーツ協会、文化・芸術協会など、自治体によって様々な団体が担っています。彦根市においては、学校部活動が滞りなく地域展開できるように、引き続き運営団体について検討していきます。



②実施主体

彦根市では、地域クラブ活動の実施主体として、スポーツ協会や競技団体、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、民間のスポーツクラブ、音楽活動を行う団体、文化活動団体などの既存団体のほか、住民組織や保護者、希望する教員、民間事業者が新たな地域クラブ活動を創設することを想定しています。

その中でも、特に学校部活動の教育的意義を継承・発展させるためのガイドラインに則って運営する地域クラブを「彦根市認定地域クラブ」と認定し、子どもたちがのびのびとスポーツ・文化芸術活動を楽しめる環境を整備します。

(2) 彦根市認定地域クラブ

地域クラブのうち、特に学校部活動の教育的意義を継承・発展させるための一定の要件を満たすクラブを「彦根市認定地域クラブ」として認定します。主な認定の要件には次のようなものがあります。

- ・生徒が主体的に参加でき、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与すること
- ・適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ・可能な限り廉価な参加費等が設定されていること
- ・適切な指導、安全確保、運営の体制が確保されていること
- ・学校等との連携が適切に行われていること

また、「彦根市認定地域クラブ」の利点として、次のようなものを考えています。

- ・学校施設を優先して利用できるとともに、学校備品等が活用できる。
- ・希望する教員が兼職兼業の許可を受け、指導することができる。
- ・学校説明会や市のHPで、「彦根市認定地域クラブ」として参加者募集等ができる。

(3)指導者

学校部活動における部活動指導員や、地域クラブ活動における指導者を安定的・継続的に確保し、持続可能な活動としていく必要があります。スポーツ協会等の関係団体と連携し、専門的な技術指導ができる地域人材の把握と発掘のため、指導者登録制度を構築するとともに、登録指導者を運営団体・実施主体とマッチングできる体制整備を図ります。

また、指導者には技術指導だけでなく、中学生の活動や成長にふさわしいコミュニケーション能力やファシリテーション能力等の資質・能力が求められます。そのため、登録指導者には研修を義務付け、「認定地域クラブ活動指導者」として適切な指導ができるよう体制を構築していきます。

また、希望する教員が認定地域クラブで指導できるようにするため、「兼職兼業」の制度を整備し、報酬を得ながら指導できるよう仕組みを整えます。

(4)活動場所

今後、地域クラブの増加に伴い、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、学校施設（体育館、グラウンド、音楽室等）の利用需要が高まることが想定されます。これまで借用実績のない場所を含め、効果的・効率的に利用・管理ができるような体制整備を進め、活動場所の確保に努めます。

また、上記（2）の「彦根市認定地域クラブ」については、現状の部活動に準じて、学校施設利用の優先団体とするとともに、公共施設の低廉な利用料の導入を検討するなど施設利用のしやすい環境づくりを行います。

(5)生徒の安全・安心の確保

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させる公的な性質を有する活動であるため、運営団体・実施主体には、学校部活動と同様、事故防止に向けた安全対策や健康面の配慮を求めます。

ただし、学校管理下の活動ではないため、活動中の事故や怪我等については、保護者および地域クラブ活動の管理責任において対応することになります。

そのため、万一の備えとして、生徒および指導者に対して、スポーツ安全保険等の自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を推奨します。

(6)保護者の費用負担

地域クラブ活動を持続可能なものとするため、クラブの活動経費や保険料等、地域クラブの参加費は受益者（保護者）負担となります。実施主体は、できるだけ低廉な金額にすることを目指しますが、ご理解とご協力をお願いすることになります。

また、経済的困窮家庭に対する支援など、負担軽減対策についても引き続き検討していきます。

◇ おわりに

彦根市では、令和5年10月に「彦根市地域スポーツ・文化クラブ活動整備推進協議会」を設置し、彦根市の子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境づくりを目指し、学校部活動の現状や地域展開における課題等について議論を重ねてきました。

ところが、長い歴史の中で培われてきた学校部活動の存在や意義は大きく、部活動改革の推進には、これまでの価値観や認識を大きく転換する必要があります。また、地域展開を進めるための体制整備、活動団体や指導者の確保と質の向上、活動場所の確保、学校との連携、保護者負担の軽減など多岐にわたる課題を認識し、その解決に向けて、地域全体で取り組まなければならないとの決意を新たにしました。

議論を進めている中でも「地域移行」という名称が「地域展開」と変更されたり、「認定地域クラブ」という制度が出てきたり、部活動改革はまだ始まったばかりです。スポーツや文化芸術活動等を通じた子どもの成長は、学校教育だけで育むものではありません。「地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てる」という観点から、学校と地域・保護者が連携・協力し、それぞれの役割を果たしていくことが重要となります。

また、部活動地域展開の事例が全国から数多く集まり始めています。これらの知見を参考に、彦根市の実情に合わせた地域展開を実施するためには、さらなる関係者の理解が必要です。

本計画は、教員、生徒、保護者および地域の理解のもと、すべての学校部活動が円滑に地域展開できるように策定したものです。本計画により、学校部活動の抱える課題解決と、子どもたちを含めた地域全体がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ環境づくりに取り組むことを目指します。

なお、今後、本計画を踏まえた部活動や地域クラブ活動の取組の状況を把握するとともに、国や滋賀県の指針・ガイドラインが改訂された場合には、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。